

経済的利益の算定方法

No.	種別	基準
1	金銭債権	債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
2	将来債権	債権総額から中間利息を控除した額
3	継続的給付債権	債権総額の10分の7。 但し、期間不定のものは、7年分の額。
4	賃料増減額請求事件	増減額部分の7年分の額
5	所有権	対象たる物の時価相当額
6	占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の2分の1の額。 但し、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1を超えるときは、その権利の時価相当額。
7	建物についての所有権に関する事件	建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
8	建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件	No.7に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
9	地役権	承役地の時価の2分の1額
10	担保権	被担保債権額。 但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
11	不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件	No.5, 6, 9, 10に準じた額
12	詐害取消請求事件	取消請求債権額。 但し、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
13	共有物分割請求事件	対象となる持分の時価相当額の3分の1。 但し、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
14	遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。
15	遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
16	金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。 但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)。
17	経済的利益の算定が困難な事件	800万円。 但し、事案の性質により、増減することがある。